

農産物の安全・安心度を高める認証制度



安全性管理を第3者機関が認証

新しい制度はどんな内容で、どんな特色があるのか。

清水 本県では平成14年度の無登録農薬問題を契機に県が主導し、農家、生産者団体、卸売・流通業界、市町村、農薬適正使用推進員などの協力を得て平成15、16の2年間、農産物について集荷団体ごとに出荷前残留農薬分析、農薬適正使用運動などを行ってきた。異常が見つければ集荷団体が自主的に出荷停止などの措置をとることとした。当初は果樹、野菜を中心に9品目からスタートし、これを19品目まで拡大した。県内の述べ41,617戸の農家、つまり19品目の販売農家の70%が参加したことになる。平成17年度から始める「2005年モデル」は、これまでのシステムを踏襲しながら、民間組織「安全・安心ブランドやまがた産地協議会」主導で取り組んでいくこと、県が指定した第3者機関の「財団法人山形県農業振興機構」が客観的な立場から安全性管理の状況を認証すること、農産物を流通に乗せる際に段ボール等に認証を受けたことを表示すること、がこれまでと異なる点である。JAS（日本農林規格）や県段階や産地レベルなどで形状、大きさ、熟度などを格付けするなど、いろいろな規格があるが、

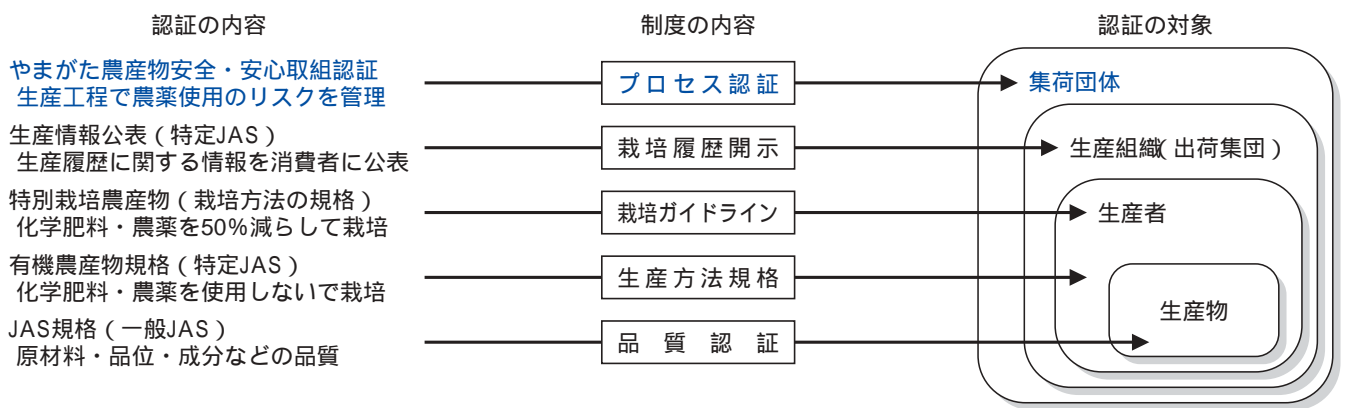
今度の認証制度は農産物の品質を認証するのではなく生産工程のプロセスを認証する（次ページの図参照）点が特色。問題が発生した場合は個々のケースごと食品衛生法や農薬取締法などの法律に従って対処する。システムは、集荷団体が品目別標準防除暦の作成、生産履歴記帳様式の作成、生産物安全性検査計画策定、安全性管理協定書作成などを「生産工程管理計画書」に盛り込み、農家はこれに沿って生産を行う。認証は認証機関に設置される「認証審査委員会」が「生産工程管理計画」が適切かどうかを審査し、適切と認めた集荷団体に「認定登録証」を交付する。登録を受けた団体には認証機関から年2、3回審査員が出向き、計画通りに取り組みが行われているかどうかをチェックする。認定登録は有効期間を1年としており、ISO（品質や環境等に関する国際規格）のようにPDCA（Plan Do Check Action）の逐次改善を行うシステムとなっている。

産地の信頼性を高める基盤づくり

この認証制度を立ち上げることは、どんな意味があるのか。

清水 生産現場から、認証制度を動かすには費用がかかるし、これに取り組んでも農産物が高く売れるメリットが出る保障がないなどと疑問の声があるのは承知している。しかし、消費者に安全・安心な食料を提供するのは供給者として当たり前のことであり、消費者に「これをやっているから高く買ってくれ」とは頼みにくい。ただ、認証制度に取り組んで農産物の質が高まることは農家のメリットであり、生産者団体にとっても産地の質の底上げになるメリットがあり、県も山形ブランドの評価が高まるメリットがあるのでPRを行うことにしている。そうならなければ売り切れない時代になっており、現場が頑張れば新たな販路が見つかる可能性はある。しかし、そういう状況は打ち出の小槌のように何もせずには実現できるものではない。少しでも前に進めるため、今回の認証制度、全県エコエリア構想に取り組んでいくということだ。安全・安

本県は今年度、農産物の集荷団体が行う農薬の適正使用、生産履歴記帳、出荷前残留農薬分析などを適正に行われているかどうかを第三者が認証するシステム「やまがた農産物安全・安心取組認証制度」をスタートさせる。そして、来年の認証マーク表示システムにつなげ、安全・安心な農産物の産地としてグレードアップを図る。国が今年3月に打ち出した農場から食卓までの食品の安全確保を目指す「適正農業規範(GAP)」を盛り込んだ「食料・農業・農村基本計画」、県が3月に打ち出した環境と調和した農業の展開を目指す「全県エコエリア構想」を盛り込んだ「農林水産業振興計画」の流れに沿った制度であり、国内でも先駆的な取り組みとなっている。県農林水産部農業技術課エコ農業推進室の清水浩太郎室長にシステムの内容や今後の本県農業の目指すところを聞いた。



心な農産物を認証する取り組みは徳島県や鹿児島県でも行っているが、認証数はさほど多くなく、本県のように県内産地を挙げて抜本的な取り組みを行っている県はなく、本県の農産物の優位性を発揮できる余地がある。将来にわたり農産物を供給していける基盤づくりを1段レベルアップするものと言える。経済のグローバル化で価格が安い生鮮食品がどんどん輸入される時代になっているが、ダイオキシン汚染食品発生、BSE(牛海綿状脳症)陽性牛発生、残留農薬基準超過野菜の輸入、鳥インフルエンザなど国内外で相次いで安全が脅かされる問題が発生し、消費者の不安が高まっており、抜本的に安全性の水準を高める取り組みが必要と考える。平成16年度に県が行ったアンケート調査でも、消費者が食品購入時に重視する点として、「鮮度」「価格」「安全・安心」の順に多くなっている。国が今年3月に策定した新たな「食料・農業・農村基本計画」は、JAS法改正、食品リスクの低減措置、適正農業規範(GAP)のマニュアル化、食品安全の危機管理体制整備、トレーサビリティ(生産流通履歴管理)推進などを行うとしており、本県の今回のシステムはそれらを視野に入れたものだ。

生産条件を向上させるエコ農法

安全な供給システムが必要なのは分かるが、それと全県エコエリア構想とどうつながるのか。

清水 安全・安心という食品衛生法が1つのメル

クマールになる。その基準をクリアするには農薬を適正使用することが必要になる。しかし、農産物を見ただけでは適正使用されたものかどうか分からないので、出荷前分析等を行ってきた。でも、それも消費者には見えにくいので今回認証することにした。そして、農産物に表示して農薬をどう使ったかという情報を開示していく。もう一方で、山形県産のイメージづくりとして堆肥を活用した土づくりを行い土壌を健全にし、農薬や化学肥料を減らす取り組みを行い、全県的に農薬の使用量が減っていることを示せるようにするのが全県エコエリア構想だ。「環境に優しく安全でおいしい農産物」がキャッチフレーズとなる。滋賀県などは琵琶湖の環境を良くするため環境に優しい農業を行うなどの取り組み事例があり、本県も最上川の水質浄化運動などと並行して進めるべき課題だろう。だが、県内でも既に環境に負荷をかけない栽培方法として果樹農家がフェロモン誘導剤(交信かく乱剤)を使い農薬に頼らない防除を行ったり、稲作農家が温湯浸法を採用し種子消毒を減らしたり、大都市のコメ問屋が生き物鑑定士の資格を取り田んぼの自然を調査し有利販売につなげたり、エコ農法、エコ商法が広がっており、エコファーマーも増やす必要がある。

農業に関するマネジメントをバージョンアップしなければならぬことがよく分かりました。ありがとうございました。